

平成27年2月18日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 阿部俊之

平成26年(イ)第2517号不当利得金返還請求事件

口頭弁論終結日 平成27年1月23日

判 決

原 告

同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士 宮 腰 英 洋

同 千 葉 晃 平

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

被 告 ア コ ム 株 式 会 社

同 代 表 者 代 表 取 締 役 木 下 盛 好

主 文

- 1 被告は、原告に対し、61万7651円及びこれに対する平成17年10月25日から支払済みまで年5パーセントの割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は、被告の負担とする。
- 3 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 請求の趣旨

主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、原告が被告との間で締結した継続的金銭消費貸借取引に基づく債務の履行として被告に支払った金員を、利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をすると、過払金が生ずるとして、民法703条及び同704条の不当利得

金返還請求権に基づき、被告に対し、過払金61万7651円及びこれに対する平成17年10月25日から支払済みまで年5パーセントの割合による利息の支払を求める事案である。

2 原告（請求原因の要旨）

(1) 金銭消費貸借契約に基づく貸付けと返済

原告は、貸金業者である被告との間で、平成2年1月29日から平成17年10月24日までの間、継続的に金銭消費貸借取引を行い、別紙の「利息制限法に基づく法定金利計算書（以下「計算書」という。）の「年月日」欄記載の日に、「借入金額」欄記載の金員の貸付けを受け、「弁済額」欄記載の金員の返済をした。（以下、この取引を「本件取引」という。）

(2) 悪意の受益者

本件取引において、被告は貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率を超過した利率で原告に貸付けを行っていたのであるから、悪意の受益者として、過払金の発生した時点から民法所定の年5パーセントの利息を付して返還すべきである。

(3) 過払金額等

上記(1)の本件取引の経過に従い、利息制限法所定の制限利率を超える利息、過払利息及び過払金を元本に充当して計算すると、平成17年10月24日現在、計算書の「残元金」欄の同日欄記載のとおり、61万7651円の過払金が発生し、被告は法律上の原因なくしてこれを利得している。

3 被告（請求原因に対する認否及び主張の要旨）

(1) 請求原因の要旨(1)の本件取引の貸付け、返済の取引事実及び被告が貸金業者であることは認める。

(2) 請求原因の要旨(2)及び(3)は争う。

ア 本件取引は、平成2年1月29日から平成12年9月14日までの取引（以下「第1取引」という。）及び平成17年6月19日から平成17年10月24日までの取引（以下「第2取引」という。）の二つの別個の取

引であり、第1取引で生じた過払金を第2取引で発生した債務に充当する合意は存在せず、第1取引で生じた過払金返還債務は、平成22年9月14日の経過により時効消滅した。被告は、この消滅時効を援用する。

イ 仮に過払金の請求が認められるとしても、本件取引において、被告は、平成18年法律第115号による改正前の貸金業の規制等に関する法律（以下「貸金業法」という。）17条及び18条所定の書面を原告に交付し、同法43条1項のみなし弁済の適用があるとの認識を有していたのであるから悪意の受益者ではない。

ウ 仮に過払金の請求が認められるとしても、被告は、分割金の支払が遅滞した場合には当該遅延期間を遅延損害金利率による計算を行い、原告に交付する明細書でこの旨を告知しており、利息制限法所定の制限利率による引き直し計算をする場合にも、支払遅延期間については、遅延損害金利率による計算を行うべきである。

第3 当裁判所の判断

- 1 被告が貸金業者であること及び本件取引の貸付け、返済の経緯については、争いがない。
- 2 弁論の全趣旨によれば、本件取引は、原告と被告の間で、平成2年1月29日締結した「AC会員契約」を継続的金銭消費貸借基本契約として開始したことが認められる。被告は、本件取引が第1取引及び第2取引に分断されると主張するが、第2取引開始時に第1取引における金銭消費貸借基本契約である「AC会員契約」が解約され、新たな基本契約が締結されたとの立証はなく、第2取引は、第1取引における「AC会員契約」に基づいて行われていたと解するのが相当である。また、被告は、第1取引における残債務が一括弁済された後4年9箇月間の取引空白期間が存在することをもって取引が終了していたと主張するが、債務者としては、その経済的状況が許せば、債務額の縮小、消滅を図るべく弁済額を増額しあるいは一括弁済することは自然なことであり、その後の取引の空白期間が長期にわたって存在したとしても、その取引空白期

間の長短のみをもって従前の金銭消費貸借基本契約の消長を決することはできないというべきである。まして、本件においては、第1取引期間は10年7箇月余に及んでいることに比すれば、第2取引開始までの4年9箇月の取引空白期間は長期の期間とはいえない。さらに、弁論の全趣旨によれば、第2取引開始時に新たなカードが発行されているものの、第1取引継続中にも6回程カードが更新されたことが認められ、カードの再発行ないし更新が新たな基本契約の締結を推認させる事実とはいえない。本件取引は「AC会員契約」に基づく一連一体の取引であると解するのが相当である。そうすると同一基本契約内における取引においては、その継続中に過払金が生じたときは、その後に発生する新たな借入金債務に充当される合意を含んでいると解され、原告が利息制限法所定の制限利率で引き直し計算をするに当たり、第1取引で生じた過払金を第2取引の借入金債務に充当したことは是認できるといわなければならない。被告の取引分断の主張及びこの主張に基づく時効消滅の主張は認めることができない。

- 3 被告は登録を受けた貸金業者であり、利息制限法所定の制限利率超過分を利息の債務の弁済として受領していたが、被告が貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、被告は、同項の適用が認められるとの認識を有しており、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情があるときでない限り民法704条の悪意の受益者であると推定されるものというべきである。被告は、貸付けを行う場合には貸金業法17条の書面を交付し、返済を受けた場合には貸金業法18条の書面を交付して、これが貸金業法43条1項の要件を充足するものと認識していた主張するものの、本件取引についてその具体的立証をせず、被告が同法43条1項の適用が認められるとの認識を有し、かつ、そのような認識を有するに至ったことについてやむを得ないといえる特段の事情の存在を認めることができず、被告は悪意の受益者と推定されるというべきである。

- 4 不当利得を得た悪意の受益者は、その利得を得たときからその利得に利息を

付して返還することを要し、貸主が悪意の受益者であるときは、過払利息は、過払金発生時から発生すると解すべきである（最高裁第2小法廷平成21年9月4日判決参照）。

5 被告の作成にかかる本件取引の履歴を記載した「お取引明細書」によれば、原告が本件取引において支払を遅滞した場合には、分割金の弁済があるまでの間、約定による遅延損害金利率を適用して遅延日数分の遅延損害金を計上している記載があるが、この遅延損害金の発生を原告に知らしめていたとの具体的立証はなく、本件取引当時において、原告に対し、遅延損害金が記載された書面が発行・交付されたことを認めることができない。しかも、支払遅滞のあった分割金が支払われたときは期限の利益を復活付与することが繰り返され、一括弁済の請求もなかったとの事情からすると、原告においては、遅延損害金の発生を認識する機会を与えられないまま、利息分を含めた分割金の返済を継続したものと推認される。こうした事情の下で、被告が本件訴えにおいて、支払遅滞後期限の利益を付与するまでの間は遅延損害金利率による引き直し計算をすべきであると主張することは、原告の信頼を損なうものであって、信義則に反し許されないものというべきである。

6 以上の判断に立って、本件取引について、利息制限法所定の制限利率に基づいて引き直し計算をした結果は、計算書記載のとおりであり、原告の本件請求には理由があるのでこれを認容し、主文のとおり判決する。

なお、被告の仮執行免脱宣言の申立ては、相当でないので、これを付さないこととする。

仙台簡易裁判所

裁 判 官 鎌 田 英 美

利息制限法に基づく法定金利計算書

(1円未満切捨。利息計算は閏年を366日とする。過払利息計算は閏年を366日とする。)

債務者:
会員番号:
貸金業者:

アコム株式会社

過払利率

5%

作成者: 千葉晃平法律事務所

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息残
1	H2.1.29	300,000	0	0.18				300,000		
2	H2.2.27	0	12,000	0.18	29	4,290	0	292,290	0	0
3	H2.3.28	0	12,000	0.18	29	4,180	0	284,470	0	0
4	H2.5.9	0	12,000	0.18	42	5,892	0	278,362	0	0
5	H2.5.28	0	12,000	0.18	19	2,608	0	268,970	0	0
6	H2.7.4	0	12,000	0.18	37	4,907	0	261,877	0	0
7	H2.8.10	0	12,000	0.18	37	4,778	0	254,655	0	0
8	H2.9.14	0	12,000	0.18	35	4,395	0	247,050	0	0
9	H2.10.19	0	12,000	0.18	35	4,264	0	239,314	0	0
10	H2.11.27	0	12,000	0.18	39	4,602	0	231,916	0	0
11	H2.12.18	0	12,000	0.18	21	2,401	0	222,317	0	0
12	H3.1.24	0	13,000	0.18	37	4,056	0	213,373	0	0
13	H3.2.27	0	12,000	0.18	34	3,577	0	204,950	0	0
14	H3.4.3	0	12,000	0.18	35	3,537	0	196,487	0	0
15	H3.5.8	0	12,000	0.18	35	3,391	0	187,878	0	0
16	H3.6.7	0	12,000	0.18	30	2,779	0	178,657	0	0
17	H3.7.12	0	12,000	0.18	35	3,083	0	169,740	0	0
18	H3.8.16	0	12,000	0.18	35	2,929	0	160,669	0	0
19	H3.9.20	0	12,000	0.18	35	2,773	0	151,442	0	0
20	H3.10.24	0	12,000	0.18	34	2,539	0	141,981	0	0
21	H3.11.28	0	12,000	0.18	35	2,450	0	132,431	0	0
22	H4.1.6	0	12,000	0.18	39	2,545	0	122,976	0	0
23	H4.2.10	0	12,000	0.18	35	2,116	0	113,092	0	0
24	H4.3.11	0	12,000	0.18	30	1,668	0	102,760	0	0
25	H4.4.10	0	12,000	0.18	30	1,516	0	92,276	0	0
26	H4.5.15	0	12,000	0.18	35	1,588	0	81,864	0	0
27	H4.6.19	0	12,000	0.18	35	1,409	0	71,273	0	0
28	H4.7.24	0	12,000	0.18	35	1,226	0	60,499	0	0
29	H4.8.20	0	12,000	0.18	27	803	0	49,302	0	0
30	H4.9.28	0	12,000	0.18	39	945	0	38,247	0	0
31	H4.10.2	0	12,000	0.18	4	75	0	26,322	0	0
32	H4.11.5	0	12,000	0.18	34	440	0	14,762	0	0
33	H4.12.11	0	12,000	0.18	36	261	0	3,023	0	0
34	H5.1.18	0	12,000	0.18	38	56	0	-8,921	0	0
35	H5.2.22	0	12,000	0.18	35	0	0	-20,921	-42	-42
36	H5.3.30	0	12,000	0.18	36	0	0	-32,921	-103	-145
37	H5.5.10	0	12,000	0.18	41	0	0	-44,921	-184	-329
38	H5.6.15	0	12,000	0.18	36	0	0	-56,921	-221	-550
39	H5.7.20	0	12,000	0.18	35	0	0	-68,921	-272	-822
40	H5.8.20	0	12,000	0.18	31	0	0	-80,921	-292	-1,114
41	H5.9.24	0	12,000	0.18	35	0	0	-92,921	-387	-1,501
42	H5.10.29	0	12,000	0.18	35	0	0	-104,921	-445	-1,946
43	H5.12.3	0	12,000	0.18	35	0	0	-116,921	-503	-2,449
44	H6.7.4	300,000	0	0.18	213	0	0	177,219	-3,411	0
45	H6.7.7	0	0	0.18	3	262	262	177,219	0	0
46	H6.7.7	200	0	0.18	0	0	262	177,419	0	0
47	H6.8.4	0	12,000	0.18	28	2,449	0	168,130	0	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残
48	H6. 8. 4	0	3,000	0.18	0	0	0	165,130	0	0
49	H6. 9. 8	0	12,000	0.18	35	2,850	0	155,980	0	0
50	H6. 10. 8	0	20,000	0.18	30	2,307	0	138,287	0	0
51	H6. 10. 14	100,000	0	0.18	6	409	409	238,287	0	0
52	H6. 11. 10	0	16,000	0.18	27	3,172	0	225,868	0	0
53	H6. 12. 15	0	16,000	0.18	35	3,898	0	213,766	0	0
54	H7. 1. 19	0	15,000	0.18	35	3,689	0	202,455	0	0
55	H7. 2. 19	20,000	0	0.18	31	3,095	3,095	222,455	0	0
56	H7. 2. 19	0	16,000	0.18	0	0	0	209,550	0	0
57	H7. 3. 27	0	16,000	0.18	36	3,720	0	197,270	0	0
58	H7. 3. 27	10,000	0	0.18	0	0	0	207,270	0	0
59	H7. 5. 1	0	16,000	0.18	35	3,577	0	194,847	0	0
60	H7. 6. 1	0	16,000	0.18	31	2,978	0	181,825	0	0
61	H7. 7. 3	0	16,000	0.18	32	2,869	0	168,694	0	0
62	H7. 8. 7	0	16,000	0.18	35	2,911	0	155,605	0	0
63	H7. 9. 1	20,000	0	0.18	25	1,918	1,918	175,605	0	0
64	H7. 9. 5	20,000	0	0.18	4	346	2,264	195,605	0	0
65	H7. 9. 7	0	0	0.18	2	192	2,456	195,605	0	0
66	H7. 9. 11	0	16,000	0.18	4	385	0	182,446	0	0
67	H7. 10. 15	0	16,000	0.18	34	3,059	0	169,505	0	0
68	H7. 11. 20	0	16,000	0.18	36	3,009	0	156,514	0	0
69	H7. 11. 28	5,000	0	0.18	8	617	617	161,514	0	0
70	H7. 12. 27	0	16,000	0.18	29	2,309	0	148,440	0	0
71	H8. 1. 31	0	16,000	0.18	35	2,555	0	134,995	0	0
72	H8. 2. 3	30,000	0	0.18	3	199	199	164,995	0	0
73	H8. 3. 6	0	20,000	0.18	32	2,596	0	147,790	0	0
74	H8. 4. 13	0	16,000	0.18	38	2,761	0	134,551	0	0
75	H8. 5. 22	0	12,000	0.18	39	2,580	0	125,131	0	0
76	H8. 5. 22	10,000	0	0.18	0	0	0	135,131	0	0
77	H8. 6. 28	0	16,000	0.18	37	2,458	0	121,589	0	0
78	H8. 8. 5	0	16,000	0.18	38	2,272	0	107,861	0	0
79	H8. 9. 2	0	16,000	0.18	28	1,485	0	93,346	0	0
80	H8. 10. 7	0	16,000	0.18	35	1,606	0	78,952	0	0
81	H8. 10. 28	25,000	0	0.18	21	815	815	103,952	0	0
82	H8. 11. 5	0	16,000	0.18	8	408	0	89,175	0	0
83	H8. 12. 5	0	16,000	0.18	30	1,315	0	74,490	0	0
84	H8. 12. 5	10,000	0	0.18	0	0	0	84,490	0	0
85	H9. 1. 7	0	16,000	0.18	33	1,372	0	69,862	0	0
86	H9. 1. 25	6,000	0	0.18	18	620	620	75,862	0	0
87	H9. 2. 4	0	16,000	0.18	10	374	0	60,856	0	0
88	H9. 3. 6	0	16,000	0.18	30	900	0	45,756	0	0
89	H9. 4. 5	0	16,000	0.18	30	676	0	30,432	0	0
90	H9. 4. 9	25,000	0	0.18	4	60	60	55,432	0	0
91	H9. 5. 7	0	16,000	0.18	28	765	0	40,257	0	0
92	H9. 6. 5	0	16,000	0.18	29	575	0	24,832	0	0
93	H9. 7. 6	0	16,000	0.18	31	379	0	9,211	0	0
94	H9. 7. 6	20,000	0	0.18	0	0	0	29,211	0	0
95	H9. 8. 10	0	16,000	0.18	35	504	0	13,715	0	0
96	H9. 9. 12	0	16,000	0.18	33	223	0	-2,062	0	0
97	H9. 10. 8	0	16,000	0.18	26	0	0	-18,062	-7	-7
98	H9. 11. 10	0	16,000	0.18	33	0	0	-34,062	-81	-88
99	H9. 11. 19	5,000	0	0.18	9	0	0	-29,191	-41	0
100	H9. 11. 25	20,000	0	0.18	6	0	0	-9,214	-23	0

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残
101	H9.12.15	0	16,000	0.18	20	0	0	-25,214	-25	-25
102	H10.1.5	0	16,000	0.18	21	0	0	-41,214	-72	-97
103	H10.1.6	0	0	0.18	1	0	0	-41,214	-5	-102
104	H10.1.6	15,000	0	0.18	0	0	0	-26,316	0	0
105	H10.2.12	0	12,000	0.18	37	0	0	-38,316	-133	-133
106	H10.3.10	0	12,000	0.18	26	0	0	-50,316	-136	-269
107	H10.3.27	7,000	0	0.18	17	0	0	-43,702	-117	0
108	H10.4.12	0	12,000	0.18	16	0	0	-55,702	-95	-95
109	H10.5.11	0	12,000	0.18	29	0	0	-67,702	-221	-316
110	H10.6.12	0	12,000	0.18	32	0	0	-79,702	-296	-612
111	H10.6.19	8,000	0	0.18	7	0	0	-72,390	-76	0
112	H10.7.13	0	12,000	0.18	24	0	0	-84,390	-237	-237
113	H10.8.17	3,000	0	0.18	35	0	0	-82,031	-404	0
114	H10.8.21	0	13,000	0.18	4	0	0	-95,031	-44	-44
115	H10.9.14	0	13,000	0.18	24	0	0	-108,031	-312	-356
116	H10.10.16	5,000	0	0.18	32	0	0	-103,860	-473	0
117	H10.10.20	0	12,000	0.18	4	0	0	-115,860	-56	-56
118	H10.11.1	3,000	0	0.18	12	0	0	-113,106	-190	0
119	H10.11.11	0	16,000	0.18	10	0	0	-129,106	-154	-154
120	H10.12.12	5,000	0	0.18	31	0	0	-124,808	-548	0
121	H10.12.17	0	12,000	0.18	5	0	0	-136,808	-85	-85
122	H10.12.30	0	0	0.18	13	0	0	-136,808	-243	-328
123	H10.12.30	106,000	0	0.18	0	0	0	-31,136	0	0
124	H11.1.21	0	15,000	0.18	22	0	0	-46,136	-93	-93
125	H11.1.26	0	498,748	0.18	5	0	0	-544,884	-31	-124
126	H11.4.13	0	0	0.18	77	0	0	-544,884	-5,747	-5,871
127	H11.4.13	500,000	0	0.18	0	0	0	-50,755	0	0
128	H11.5.12	0	15,000	0.18	29	0	0	-65,755	-201	-201
129	H11.6.15	0	15,000	0.18	34	0	0	-80,755	-306	-507
130	H11.7.23	0	15,000	0.18	38	0	0	-95,755	-420	-927
131	H11.8.31	0	17,000	0.18	39	0	0	-112,755	-511	-1,438
132	H11.10.9	0	17,000	0.18	39	0	0	-129,755	-602	-2,040
133	H11.11.16	0	15,000	0.18	38	0	0	-144,755	-675	-2,715
134	H11.11.24	18,000	0	0.18	8	0	0	-129,628	-158	0
135	H11.12.24	0	14,000	0.18	30	0	0	-143,628	-532	-532
136	H12.2.2	0	20,000	0.18	40	0	0	-163,628	-785	-1,317
137	H12.3.9	0	15,000	0.18	36	0	0	-178,628	-804	-2,121
138	H12.4.11	0	15,000	0.18	33	0	0	-193,628	-805	-2,926
139	H12.5.11	0	495,680	0.18	30	0	0	-689,308	-793	-3,719
140	H12.8.13	100,000	0	0.18	94	0	0	-601,878	-8,851	0
141	H12.9.10	0	3,000	0.18	28	0	0	-604,878	-2,302	-2,302
142	H12.9.10	150,000	0	0.18	0	0	0	-457,180	0	0
143	H12.9.14	0	241,000	0.18	4	0	0	-698,180	-249	-249
144	H12.9.14	0	8,000	0.18	0	0	0	-706,180	0	-249
145	H17.6.19	40,000	0	0.18	1,739	0	0	-706,180	-168,100	-128,349
146	H17.7.5	0	3,000	0.18	16	0	0	-709,180	-1,547	-129,896
147	H17.7.5	50,000	0	0.18	0	0	0	-709,180	0	-79,896
148	H17.7.12	40,000	0	0.18	7	0	0	-709,180	-680	-40,576
149	H17.8.7	0	6,000	0.18	26	0	0	-715,180	-2,525	-43,101
150	H17.8.19	20,000	0	0.18	12	0	0	-715,180	-1,175	-24,276
151	H17.8.21	20,000	0	0.18	2	0	0	-715,180	-195	-4,471
152	H17.9.7	30,000	0	0.18	17	0	0	-691,316	-1,665	0
153	H17.9.13	0	7,000	0.18	6	0	0	-698,316	-568	-568

	年月日	借入金額	弁済額	利率	日数	利息	未払利息	残元金	過払利息	過払利息 残
154	H17.10.3	0	6,000	0.18	20	0	0	-704,316	-1,913	-2,481
155	H17.10.3	50,000	0	0.18	0	0	0	-656,797	0	0
156	H17.10.5	1,000	0	0.18	2	0	0	-655,976	-179	0
157	H17.10.16	30,000	0	0.18	11	0	0	-626,964	-988	0
158	H17.10.24	10,000	0	0.18	8	0	0	-617,651	-687	0
159		2,137,200	2,706,428	0.18	0	0	0	0	0	0
160				0.18	0	0	0	0	0	0
161				0.18	0	0	0	0	0	0

以上

こ れ は 正 本 で あ る 。

平成27年2月18日

仙台簡易裁判所

裁判所書記官 阿 部 俊 之

